

令和 8 年 3 月 3 日

栃木県産業労働観光部経営支援課長 殿

株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 石橋亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目 1 2 番 2 号

令和7年12月25日付けにおけるさくら市産業経済部商工観光課長及び庁内関係各課長からの指導事項等に対し、下記の通り回答いたします。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ・名 称 スーパーセンタートライアル氏家さくら店
 - ・所在地 さくら市櫻野字海道上2022番1 外
- 2 計画書の名称
 - ・大規模小売店舗立地法第5条第1項に関する出店計画書
- 3 指導事項等の回答
 - ・別表のとおり

(別表)

【栃木県】

所管課室等	指導事項等	回答
地域振興課 担当：江口 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、さくら市総合政策課に確認してください。	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否については、さくら市総合政策課へ確認します。
県民協働推進課 担当：山口 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	1 午後11時以降(栃木県青少年健全育成条例に定める深夜)に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年(18歳未満)に対して、同条例第48条第3項に基づく帰宅奨励(声かけ、提示、放送等)をしていただくようお願いいたします。 2 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 3 図書類等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所には、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30cm×15cm)を行ってください。	1 午後11時以降は、店舗及び敷地内にいる青少年(18歳未満)に対して声かけ、提示、放送等により、帰宅を促します。 2 酒類、たばこ類を販売においては、レジにて年齢確認を実施し、20歳未満への販売をしないよういたします。 3 該当する有害図書類について販売予定はありませんが、販売する場合は、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等いたしません。併せて陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30cm×15cm)を行います。
環境保全課 担当：篠崎 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。(回答不要) ・3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する県北環境森林事務所環境対策課(0287-22-2277)と協議してください。	・3000㎡以上の土地の形質変更を行うので、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出について所管の県北環境森林事務所環境対策課と協議いたします。

<p>資源循環推進課 担当：角田 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113</p>	<p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p>	<p>○資源循環推進計画の趣旨を理解し、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組に協力いたします。</p> <p>○食品ロス削減推進計画趣旨を理解し、「てまえどり」の積極的周知等を行い、食品ロス量の削減を図ります。また、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組についても出来るだけ協力いたします。</p>
<p>交通政策課 担当：湊 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399</p>	<p>・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。</p> <p>・出入口①、出入口②については左折入庫、左折出庫となる対策をとるよう、お願いします。</p>	<p>・オープン後、周辺道路に想定を超える渋滞が発生した際は、必要に応じて関係者と協議を行い、対応いたします。</p> <p>・出入口①、出入口②については、右折禁止看板を設置し、スムーズな入出庫が出来るよういたします。</p>
<p>道路整備課 担当：五月女 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417</p>	<p>道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし。</p>	
<p>道路保全課 担当：森戸 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431</p>	<p>1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。</p> <p>2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。</p> <p>※指導事項等については、矢板土木事務所と協議願います。</p>	<p>1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の申請いたします。</p> <p>2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続いたしません。</p> <p>また、指導事項等については、矢板土木事務所と協議いたします。</p>
<p>上下水道課 担当：渡邊 TEL:028-623-2507</p>	<p>汚水排水計画及び雨水排水計画については、さくら市担当課と協議してください。</p>	<p>汚水排水計画及び雨水排水計画については、さくら市担当課と協議いたします。</p>

<p>都市政策課 担当：山崎 TEL:028-623-2801 FAX:028-623-2595</p>	<p><景観づくり担当> ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、さくら市都市整備課と協議してください。 ・さくら市景観計画に基づく行為の届出の要否について、さくら市都市整備課と協議してください（栃木県景観条例は適用されません）。 （協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120）</p> <p><計画担当> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、さくら市都市整備課と協議してください。 （協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120） ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、さくら市都市整備課（駐車場法担当）に確認してください。 （協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120） ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。 （協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120）</p> <p><開発指導担当> ・都市計画法における開発許可について、引き続き栃木県都市政策課と協議してください。 （協議先：栃木県都市政策課 028-623-2466）</p> <p><盛土安全推進班> ・意見なし。</p>	<p><景観づくり担当> ・屋外広告物の設置については、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、さくら市都市整備課と協議いたします。</p> <p>・さくら市景観計画に基づく行為の届出の対象となりますので、現在建築部都市整備課都市計画係との協議中です。</p> <p><計画担当> ・届出時は、さくら市都市整備課と協議いたします。</p> <p>・さくら市都市整備課へ確認し、1/13に特段の指摘事項はないとの回答いただいております。</p> <p>・駐車場の設置において、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じます。</p> <p><開発指導担当> ・開発許可について、引き続き栃木県都市政策課と協議いたします。</p>
<p>都市整備課 担当：小栗 TEL:028-623-2464 FAX:028-623-2477</p>	<p>意見なし。</p>	
<p>建築指導課 担当：高山 TEL:028-623-2863</p>	<p>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木県県土整備部建築指導課審査第一担当（TEL：028-623-2867）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。</p>	<p>建築基準法、省エネ法、バリアフリー法については、指定確認検査機関との協議を予定しております。また、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例については、現在県土整備部建築指導課へ協議中となります。建設リサイクル法については、現時点施工者未決定のため、決定次第速やかに規定期日までに対応いたします。</p>

警察本部交通規制課 担当：金子・石塚 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	○令和7年10月30日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、警察本部交通規制課とも再協議いたします。
経営支援課 担当：石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	指導事項なし	

【さくら市】

所管課室等	指導事項等	回答
生活環境課	<p>本市では地球温暖化対策として、廃食用油を航空燃料へリサイクルする取組みを推進しています。貴店舗においても本事業に積極的に協力し、発生する廃食用油を分別・回収する体制を検討してください。廃棄物の減量と再資源化はもとより、地域と連携した環境負荷低減への配慮を強く求めます。</p> <p>また、一般家庭から排出される廃食用油回収について、ご協力をお願いします。</p> <p>併せて、栃木県生活環境の保全等に関する条例第51条の地球温暖化対策についても遵守してください。</p> <p>国道293号から総合公園に入っていく交差点に市で設置した防犯カメラがあります。令和7年6月に実施の境界確認で設置された境界杭を基準にすると、市道側に含まれているため今回の開発区域からは外れていますが、工事に伴い防犯カメラの撤去等をしないことをお願いいたします。</p> <p>夜間の騒音が全測定点で基準値を超過しており、現対策では不十分と思われます。夜間8時間における超過時間率で調整していますが、夜間は駐車場の範囲を狭くする、夜間深夜の荷捌きは一切しない、もしくは、防音壁の配置変更、荷捌きルートを検討するなど、抜本的な対策を検討してください。</p> <p>近隣に住宅や保育園があるため、静穏な生活環境の保持が不可欠です。法令を遵守し、抜本的な対策や運用改善を検討してください。</p>	<p>廃食用油を航空燃料へリサイクルする取組みについて理解し、また環境負荷低減への配慮を考慮し出来るだけ協力します。</p> <p>一般家庭から排出される廃食用油回収について、検討します。</p> <p>栃木県生活環境の保全等に関する条例第51条の地球温暖化対策について遵守します。</p> <p>指定の防犯カメラについて、工事等の際に撤去しないようにいたします。</p> <p>栃木県産業労働観光部経営支援課による「大規模小売店舗から発生する騒音の予測・評価について（平成21年7月27日）」より、「IV発生する騒音ごとの予測・評価方法（指針二、2、(1)、②、ハ関係）」_p2「(2)変動騒音・衝撃騒音」において、変動騒音・衝撃騒音の評価方法を下記の通り記されています。 <u>騒音レベル(LpA)が規制基準を超える時間を合計し、24分(8時間の5%)以内であれば規制基準を満たすものとする。</u> 当基準に基づき、5%以内となり基準を満たしております。</p> <p>上記と併せ、基準を満たしておりますが、近隣の住宅や保育園へ静穏な生活環境の保持に努めます。搬入ドライバーへは静穏に努めるよう指導を徹底し、万が一苦情が生じた際は誠意をもって対応します。</p>

	<p>騒音等の苦情には真摯に対応する専門窓口を設置するなど、地域住民へ最大限配慮するよう求めます。また、24時間営業に伴う迷惑行為防止策については、記載している内容の徹底をお願いします。</p> <p>公害（騒音・悪臭等）苦情に対しては、地域住民へ最大限配慮するよう求めます。</p>	<p>苦情の窓口については、店舗を受付窓口として担当者が誠意をもって対応し、地域住民へ最大限配慮いたします。</p> <p>公害（騒音・悪臭等）苦情に対しては、地域住民へ最大限配慮いたします。</p>
--	--	--

以上